

# 一般社団法人 大館青年会議所 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人大館青年会議所(英文名Junior Chamber International ODATE)(以下、本会議所)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を秋田県大館市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

- 2 本会議所は、これを特定の政党及び宗教のために利用しない。
- 3 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(事 業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外との都市交流を通じた、地域社会の健全な発展及び活性化を目的とする事業
  - (2) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
  - (3) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
  - (4) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
  - (5) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業
  - (6) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、秋田県において行うものとする。

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

(1) 正 会 員

大館市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する満20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、事業年度中に40歳に達した場合は、その事業年度の終了まで正会員としての資格を有するものとする。

(2) 特別会員

40歳に達した年の事業年度末日まで正会員であった者で、理事会で承認された者をいう。

(3) 名誉会員

本会議所に功労があった者で、理事会で承認された者をいう。名誉会員からは会費を徴収しない。

(4) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。

- 2 40歳に達した当該年度に本会議所の理事であった者は、前項にかかわらず選任の事業年度に関する定時総会の終結の時まで、正会員としての資格を失わない。

(入 会)

第7条 本会議所の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 このほか入会に関する事項は、会員資格規程に定める。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に享有する。

- 2 特別会員、名誉会員、賛助会員については会員資格規程に定める。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款その他規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

- 2 正会員は、入会に際し総会において定める入会金を納入しなければならない。

- 3 会員は総会において定める会費を納入しなくてはならない。但し、理事等の役員が制限年齢に達した翌年度まで職務を担っている場合にはこの限りでない。

(退 会)

第10条 会員は、本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

- 2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由がある時はこの限りでない。

(除名)

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によりその正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき。

- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 特別会員又は賛助会員が第1項各号の一つに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。
- 4 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休会)

第12条 会員がやむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

- 2 このほか休会に関する事項は、会員資格規程に定める。

(会員資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一つに該当するときは、会員としての資格を失う。

- (1) 第10条により退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 法人または団体が解散したとき。
- (5) 第11条により除名されたとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。(正会員を対象としたときに限る)。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 正会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときには、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会議所の会員は、その資格を喪失しても既納の入会金、会費及びその他いかなる

請求をもすることができない。

### 第3章 役員等

(役員)

- 第15条 本会議所に次の役員を置く。
- |        |            |
|--------|------------|
| (1) 理事 | 10人以上20人以内 |
| (2) 監事 | 2人以上4人以内   |
- 2 前項の理事のうち、1人を理事長、3人以上5人以内を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第16条 理事及び監事は、総会においてこれを選任及び解任する。
- 2 理事は、本会議所の正会員のうちから選任しなければならない。
- 3 監事は、本会議所の会員のうちから選任しなければならない。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事長および専務理事を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者および専務理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 5 本会議所の理事のうち、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 本会議所の監事には、本会議所の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会議所の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 7 そのほか役員を選任に関して必要な事項は、役員選任に関する規程に定める。

(理事の職務・権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、本定款で定めるところにより本会議所の職務の執行を決定する。
- 2 理事長は、本会議所を代表し、職務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長の職務の執行を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。
- 5 理事長及び専務理事は、每事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職

務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、または本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事への報告義務)

- 第19条 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

- 第20条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

- 第21条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

- 第22条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結のと

きまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

#### (直前理事長)

第25条 本会議所に直前理事長を1名置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、理事の職務について必要な助言を行わなければならない。
- 3 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 直前理事長の任期、辞任及び解任に関しては、第23条第1項及び第24条の規定を準用する。

#### (顧問)

第26条 本会議所に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本会議所に対し、必要な助言を行うことができる。
- 4 顧問の任期、辞任及び解任に関しては、第23条第1項及び第24条の規定を準用する。

#### (報酬等)

第27条 理事、監事、直前理事長及び顧問は無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができることとする。

- 2 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

#### (取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会議所の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする本会議所との取引
  - (3) 本会議所がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては第41条に定める理事会の規定によるものとする。

(責任の免除)

第29条 本会議所は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の定める額を限度として、免除することができる。

## 第4章 総会

(構成)

第30条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第31条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 事業報告及び事業報告の附属明細書の承認
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びその附属明細書(以下、「計算書類等」という。)、財産目録の承認
- (4) 会費の額及び入会金等の決定及び変更
- (5) 正会員の資格を有しない監事報酬の額
- (6) 正会員の除名
- (7) 定款の変更
- (8) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
  - ① 会員資格規程
  - ② 役員報酬規程
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 本会議所の解散及び清算人の選任並びに残余財産の処分方法の決定
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款に定める事項の承認

(開催)

第32条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第33条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 総会を招集する場合は次に掲げる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、5分の1以上の正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったときは、請求のあった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第34条 総会の議長は、理事長若しくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第33条第3項に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(議決権)

第35条 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第36条 総会は総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席により成立する。

(決議)

第37条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを決する。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る時は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでのものを選任する。

(議決権行使の委任)

第38条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、法令の定める所により他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第39条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び議長が指名した正会員2名が署名しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第40条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長並びに専務理事の選定及び解職
- (2) 総会の日時及び場所、並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 理事の職務執行についての監督
- (6) 前号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な職務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の職務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第29条の責任の免除

(種類及び開催)

- 第42条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 定例理事会は毎月1回開催する。
  - 3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき。
    - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
    - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が自ら招集したとき。
    - (4) 第20条第2項及び第3項の規定により、監事から理事長に召集の請求があったとき。
    - (5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき。

(招 集)

- 第43条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号の請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を召集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事、各監事及び直前理事長等に対し通知しなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、各理事及び各監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

- 第44条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

(定足数)

- 第45条 理事会は決議に加わることのできる理事の半数以上の出席により成立する。

(決 議)

第46条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事がこれに署名しなければならない。

## 第6章 例会、委員会

(例会)

第48条 本会議所は、年11回以上例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会)

第49条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成する。また必要に応じて幹事を置くことができる。

3 委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 正会員は理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長を除き、原則として全員いずれかの委員会に所属しなければならない。

5 その他委員会に関して必要な事項は運営規程に定める。

(室、会議、特別委員会)

第50条 本会議所は、事業を円滑に進めるため室、会議、特別委員会を置くことができる。

2 前項に関して必要な事項は、運営規程に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第51条 本会議所の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第52条 本会議所の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て、総会に報告しなければならない。

- 2 理事長は、第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第53条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 正味財産増減計算書
  - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 本会議所は、前項の定時総会の終結後速やかに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

## 第8章 管理

(事務局)

第54条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、庶務規程に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常備しておかなければならない。

- (1) 定款その他諸規程
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等

- (9) 監査報告書
  - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるとともに、次条第2項に定める規程によるものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報の公開)

- 第56条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 その他、情報公開に関する必要な事項は、情報公開規程に定める。

### (個人情報の保護)

- 第57条 本会議所は、職務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 その他、個人情報の保護に関する必要な事項は、個人情報管理規程に定める。

### (公告)

- 第58条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散

### (定款の変更)

- 第59条 本定款は、総会の決議により変更することができる。
- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

### (合併等)

- 第60条 本会議所は、総会の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

### (解散)

- 第61条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の処分)

- 第62条 本会議所が解散等により清算するときに有する残余財産は総会の決議により、公益

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第63条 本会議所の清算に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第64条 本会議所は、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第11章 補 則

(施行規程等)

第65条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立を行ったときは、第51条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会議所の設立の登記日に特例民法法人大館青年会議所の会員であった者に係る本会議所への入会金及び設立初年度の会費は第9条の規定にかかわらず納入義務を免除する。
- 4 本会議所の最初の理事長は木村治とする。  
本会議所の最初の専務理事は豊吉哲也とする。